

公益社団法人日本食肉協議会定款

変更 平成24年3月14日
変更 平成24年5月11日
変更 平成24年12月3日
変更 平成27年5月15日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本食肉協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食肉の生産、流通及び消費並びに食肉に関する情報の提供及び知識の普及・啓発に係る事業を行い、国民の食生活の改善、畜産業の発達及び一般消費者の利益の擁護又は増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食肉の生産、流通及び消費並びに食肉に関する情報の提供及び知識の普及・啓発に係る事業に対する助成
- (2) 食肉に関する情報の提供及び知識の普及・啓発
- (3) 食肉の生産、流通及び消費に関する調査、研究
- (4) 食肉の需給及び流通に関する情報の交換
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同する団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から15日前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した第7条の経費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とし、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びに監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1団体につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)社員の除名
- (2)役員解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の開催の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行うことができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第20条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、この法人の承諾を得て、社員総会の開催の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供して行うことができる。

(社員総会の決議等の省略)

第21条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席社員のうちから当該社員総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事(以下「役付理事」という。)とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)上の代表理事とし、会長以外の理事のうち、専務理事及び常務理事並びに役付理事以外の理事のうち1名以内をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員の役員及び学識経験者のうちから社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐してこの法人の業務を執行し、会長及び専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を分担執行する。
- 6 役付理事以外の業務執行理事は、この定款及び理事会の決議に基づき、その業務を執行する。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務執行理事の権限は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。
- 8 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、法令に定める職務を行い、権限を行使する。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、当該理事及び監事に対し、当該社員総会の日から15日前までに解任する旨を通知し、かつ、当該社員総会において決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬等)

第30条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第32条 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等(同項に規定する理事又は監事をいう。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(顧問)

第33条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 4 専門委員会の委員は、この法人の事業の運営に対し意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の維持管理、処分及び運用)

第43条 この法人の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。維持管理、処分及び運用の方法は、この定款及び理事会の決議により別に定めるものによるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長、副会長及び業務執行理事(専務理事及び理事)は、次のとおりとする。

会 長	中須 勇雄
副会長	佐藤 節夫
	福原 康彦
	小原 良教
	河原 光雄

業務執行理事(専務理事)長谷部 勇

業務執行理事(理事) 高橋 規夫

- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則(平成24年5月11日)

この定款の変更は、総会の議決のあった日(平成24年5月11日)から施行し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附 則(平成24年12月3日)

この定款の変更は、総会の議決のあった日(平成24年12月3日)から施行する。

附 則(平成27年5月15日)

この定款の変更は、総会の議決のあった日(平成27年5月15日)から施行する。